# 川西市 GIS(地理情報システム) 再構築業務に係る公募型プロポーザル実施要領

令和6年5月 川西市都市政策部都市政策課

## 1 目的

この要領は、令和6年度に再構築するGIS(地理情報システム)の選定を、公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により実施するにつき、必要な事項を定める。

本市の現行のGISは導入より10年以上経過しており、この間システムの高度化、業務の多様性・複雑化など、システムを取り巻く環境が変化している。こういった変化に対応するため、新たなGISについて、プロポーザル方式を採用して、事業者からの企画や実施方法の提案を募集する。

## 2 概要

## 1 業務名称

川西市 GIS (地理情報システム) 再構築業務

#### 2 場所

川西市役所 ほか

## 3 内容

川西市 GIS (地理情報システム) 再構築業務の内容は、「川西市 GIS (地理情報システム) 再構築業務特記仕様書」(以下「特記仕様書」という。) のとおりとする。

#### 4 履行期間

システムの本稼働日~システムの本稼働日から5年後の保守終了日 (想定本稼働期間:令和7年2月1日~令和12年1月31日) 契約期間に関わらず、システムを10年間運用することを想定したうえ で、それに耐えうるシステムを提案するものとする。

#### 5 提案限度額

38,170,000円 (消費税及び地方消費税含む) 提案の内容に関わらず、提案上限額を超える提案は受付けない。

#### 6 公募型プロポーザル方式により実施する理由

選定に際しては、価格比較だけでなく、システムが本市の実情に適していることが重要であり、企画力、技術力、専門性及び実績等を総合的に評価し、受託候補者を決定する必要があるため。

## 3 参加資格

本プロポーザルに参加するものは、次の要件を全て満たす者とする。

- 1 川西市契約規則第5条の規定に基づく一般競争入札参加有資格者名簿に、令和 6年4月1日時点で登載されていること。
- 2 川西市入札参加資格者指名停止基準(平成4年4月1日制定)に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- 3 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 4 会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て及び民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てがされていないこと。
- 5 破産法に基づく破産の申し立てがなされていないこと。
- 6 川西市暴力団排除に関する条例施行規則(平成24年6月28日規則第36 号)に基づく契約等に係る事務における排除措置を受けていないこと。
- 7 以下の認証を全て保有していること。
  - ① 情報セキュリティマネジメントシステム (ISO/IEC 27001)
  - ② プライバシーマーク (JISQ15001)
  - ③ 品質マネジメントシステム (ISO 9001)
  - (ISO/IEC 27017) (ISO/IEC 27017)
  - (5) IT サービスマネジメントシステム (ISO/IEC 20000)
  - ⑥ 環境マネジメントシステム (ISO14001)
- 8 提案パッケージシステムの稼働実績が全国10団体以上あり、かつ本市と同規 模以上の自治体(人口15万人以上)で5団体以上導入・構築実績があるこ と。
- 9 提案を行う事業所については、構築期間中及び運用期間中の開発・保守・問い 合わせ等に迅速な対応が可能である体制をもつ事業者であること。

## 4 スケジュール

年月日	項目
令和6年5月24日(金)	プロポーザル参加申込書等提出期限
令和6年5月28日(火)	質問書提出期限
令和6年6月5日(水)	質疑回答期限
令和6年6月12日(水)	企画提案書等の提出期限
令和6年6月24日(月) 令和6年6月25日(火)	プレゼンテーション、デモンストレーション審査
令和6年7月2日(火)	選定結果通知

## 5 事務局(問い合わせ、提出先)

川西市都市政策部都市政策課(以下「事務局)という。)

〒666-8501 兵庫県川西市中央町12-1

窓口 川西市役所本庁舎5階

電話番号 072-740-1201

メールアドレス kawa0183@city.kawanishi.lg.jp

担当者 横田、森下

※電話・窓口における受付時間は、平日午前9時から午後5時までとする。

## 6 提出物

各提出物の様式、提出方法及び期限は下表のとおりとする。

## 1 提出物一覧表

No	提出書類	様式	提出方法	提出期限
1	プロポーザル参加申込書	様式1	メール	令和6年5月24日(金) 午後5時まで
2	会社概要書	様式2		
3	業務実績書	様式3		
4	業務実施体制	様式4	メール 又は データを保存 したディスク を郵送	令和6年6月12日(水) 午後5時まで (原本は、プレゼンテーション、デモンストレーション番査当日までに1部持参すること)
5	誓約書	様式 5 (原本要)		
6	企画提案書	任意様式		
7	機能要件書	別紙 A		
8	非機能要件書	別紙 B		
9	見積書	様式 C-1 (原本要)		
10	見積内訳書	様式 C-2		
11	質問書	様式6	メール	令和6年5月28日 (火) 午後5時まで
12	辞退届	様式7	メール	令和6年6月12日(水) 午後5時まで

#### 2 提出方法及び提出先

1・2は、事務局へ電子メールによる。

 $3\sim10$ は、事務局へ電子メールまたはデータを保存したディスク(CD-R 又は DVD-R)の持参又は郵送(必着)による。なお、 $7\sim9$  については、エクセル形式で提出すること。 $5\cdot9$  はデータのほか、原本も提出すること。

なお、郵送による場合は、必ず受取日時及び配達されたことが確認できる方法 をとること。

## 7 質問の受付及び回答

## 1 提出方法および提出先

事務局へ電子メールで提出すること。提案業者の代表 1 名のみが質問できることとし、提出時の電子メールの件名を「川西市 GIS プロポーザル(会社名)」と記述すること。

## 2 質問に対する回答

質問内容とその回答は、令和6年6月5日(水)午後5時までに市ホームページ(ページ番号1019117)で公開する。以降、質問は受け付けないものとする。

## 8 提出物の作成等要領

#### 1 企画提案書

特記仕様書等の記載内容を十分に理解したうえで、本市に最適なGISを構築するための提案内容について記載すること。資料はA4 サイズ、40 ページ以内で作成すること(表紙を除く)。なお、提案書の作成にあたっては、項目ごとに提案内容をまとめること。

項目	内容		
1. 導入システム	システムの概要		
2. システムの機能	システムの構成(庁内型・公開型の連携など)、基本機能(操作性や特徴)、将来性・拡張性		
3. 機器	導入を予定する操作端末等		
4. 運用・保守	バックアップ、障害・災害時の対応、セキュリティ対 策、操作に対する説明会等		
5. SLAに関する項目	サービスレベルのモニタリング実施方法及びサービスレベルの要求水準値を満たすことができなかった場合のサービス対価の減額等のルール等		
6. 開発及びスケジュール	データ移行やシステム導入、保守に関するスケジュール		
7. 独自提案	その他独自提案(特に、市民等サービス向上の取組、職員による機能の活用と継承)		

## 2 機能要件書

提案システムの機能適合を把握するため、機能要件書(様式A)に下記のとおり対応状況を記載すること。なお、必須要件については対応不可は認めない。

提出書類については、A4サイズで作成すること。回答欄については、以下の 方法で記載を行うこと。

対応可否欄の記入方法は下記のとおりとする。

- パッケージシステムで対応(カスタマイズ・オプションにて実現する場合は、備考欄に詳細と金額を記載すること。また、見積書にも積算すること。)
- △ 代替方法で対応可能(備考欄に詳細を記載すること。)
- × 対応不可

本稼働時には対応不可であるが、令和7年4月時点で対応できる場合は「〇」とし、備考欄に詳細を記載すること。

エクセルデータで提出すること。

## 3 見積書等作成要領

提案内容に関する見積書を作成するものとする。

提出書類については、見積書・見積内訳書(様式 C-1、様式 C-2)にて作成すること。見積書には、所在地、事業者名、代表者名(受任者で一般(指名)競争入札参加有資格者名簿に記載されている場合は受任者名)及び担当者名、見積金額を記載し、押印のこと。

ソフトウェアに関する全ての費用、ハードウェア及び設置等に関する全ての費用について、いずれも仕様書の要件を満たし安定稼動のために必要と思われる経費を項目明示し記載すること。見積内訳書はエクセルデータで提出すること。

## 9 プロポーザルの辞退

参加申込書提出後に本プロポーザルへの参加を辞退するときは、辞退届を提出する こと。

# 10 選定方法

#### 1 選定方法

し、優先交渉事業者を選定する。

企画提案書等を基に、川西市職員で構成する「川西市 GIS (地理情報システム) 再構築に係る公募型プロポーザル評価委員会」において総合的に評価・審査

## 2 プレゼンテーション審査及びデモンストレーション実演審査

#### 1 実施予定日

令和6年6月24日(月)・25日(火)のいずれか指定する日。 なお、個別の集合時間及びプレゼンテーション開始時間等については、参加 申込書を提出した事業者へ電子メールで通知する。

#### 2 場所

川西市役所本庁舎5階 501会議室

#### 3 時間配分

準備	5分	
プレゼンテーション	20分	1
質疑応答	15分	計60分
デモンストレーション	25分	
片付け	5分	

#### 4 プレゼンテーション

- ・参加者は、5人以内とする。
- ・当該業務の責任者(プロジェクトマネージャ等)及び本市との連絡窓口となる担当者を出席させること。
- ・パワーポイント等を利用する場合は、プロジェクター (VGA 接続、HDMI 接続) は本市で用意するが、パソコンについては参加事業者の持ち込みとする。また、パソコンによる音源は利用しないこと。
- ・プレゼンテーション時に追加資料の配布は原則認めない。ただし、企画提案 書等の提出後に、新たな情報の取得等により企画提案書等の内容に追加・変 更があった場合で、評価委員会が認めた場合はこの限りでない。

#### 5 質疑応答

評価委員から口頭で質疑を行う。

#### 6 デモンストレーション

- ・デモンストレーションを行う内容は以下のとおりとし、操作・機能説明等に ついて、デモ機を操作しながら説明を行うこと。
  - ①【庁内型】新規レイヤでポリゴンの作成と属性の登録を行い、保存する 方法
  - ②【庁内型】作成したレイヤを全体に公開する方法
  - ③【庁内型】公開されているレイヤを複製し、ポリゴンの形状変更を行い、保存する方法
  - ④庁内型システムにあるレイヤを、公開型システムで公開する方法

- ⑤【公開型】地図を閲覧する方法
- ・①~③【庁内型】については、説明に合わせて職員自身がシステムを操作できるように、デモ機を複数台用意すること。また、システムを市が用意する端末(LGWAN環境または又はインターネット環境)で利用できる場合は、事前に申し出た上でこれに代えることができる。なお、具体的な使用環境については別途相談すること。
- ・①~⑤を説明したうえで、事務改善につながる事案がある場合は持ち時間の 範囲で自由に提案できるものとする。
- ・補足資料などは、少量であれば追加配布を認める。

#### 7 プレゼンテーション等における注意事項

- ・プレゼンテーション、質疑応答及びデモンストレーションでの発言、提案内 容は、企画提案書での提案があったものとみなし、契約内容に反映するので 留意すること。
- ・プレゼンテーション、質疑応答及びデモンストレーションは非公開とする。

## 3 選定基準

選定基準については、川西市 GIS(地理情報システム)評価基準のとおり。 評価点の合計(総合点)が最も高い者を受託候補者として選定する。

## 4 選定結果

選定結果については、令和6年7月2日(火)までに、参加事業者全員に対し、電子メールにて通知する。

優先交渉事業者については事業者名及び総合点を、優先交渉事業者以外の参加者については総合点のみを、令和6年7月中旬を目途に川西市ホームページに掲載する。

## 5 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された書類が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- 1 参加資格要件を満たしていない場合
- 2 仕様と合致していない場合
- 3 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 4 提出書類に不足があった場合
- 5 実施要領等で示された、提出期限、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- 6 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

## 11 契約に関する事項

優先交渉事業者として選定された事業者と、提出された見積書を基に協議し、契約 内容を決定する。辞退その他の理由(地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に 該当した場合又は川西市から指名停止を受けることとなった場合等)で契約できない 場合、次点の者と契約の交渉を行う。

## 1 契約金額

契約の締結にあたっては、見積書に記載された金額に、当該金額の消費税及び 地方消費税相当額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、そ の端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とする。

長期継続契約とし、年度ごとの支払金額については別途協議のうえ、決定する。

## 2 契約保証金

川西市契約規則第 43 条に定める所定の契約保証金を納めなければならない。 ただし、同規則第 44 条に該当する場合は、これを免除する。

## 3 契約の変更

本市の都合による仕様の変更があった場合、変更部分の金額について、双方協議により定めるものとする。契約後の受託者の都合による仕様の変更は、あらかじめその内容理由を明らかにして本市に申し出るものとする。本市は、その理由がやむを得ないものと認められ、かつその内容が仕様と同等以上と認められた場合に限り承諾するものとし、原則として契約金額は増額しない。

#### 4 契約解除時の措置

受託者の責に帰すべき理由により契約が解除された場合、受託者は本市と協議のうえ、本市の業務が支障なく継続できるよう必要な措置を講じること。

## 5 損害賠償等

本件業務中又は業務後に、受託者が本市又は第三者に事故等の損害を与えた場合は、受託者は必要な措置を講じるとともに、本市にその内容等を速やかに報告するものとする。また、受託者の故意又は過失により本市又は第三者に生じた損害等については、受託者が一切の責任を負い、損害賠償等についても受託者の責任において解決するものとする。

#### 6 著作権

契約締結後に受託者から納品された納品物のうち、本調達業務よって生じたプログラムに関する著作権(著作権法第 21 条から第 28 条に定める権利を含む)は、汎用的な利用が可能なものを除き、個別契約において定める時期をもって、

本市及び受託者の共有とし、いずれの当事者も相手方への支払いの義務を負うことなく、共有著作権を行使することができるものとする。

## 12 その他の留意事項

- 1 本プロポーザルの参加に要した費用は、全て参加者の負担とする。
- 2 プレゼンテーション・デモンストレーションについては、録音・録画等の実施を 許容すること。
- 3 提案者が1者であっても各審査は実施し、基準を満たしていると判断した場合は 優先交渉事業者として選定する。
- 4 本実施要領、特記仕様書、提出書類等については変更することがある。その場合は、プロポーザル参加申込書を提出した全事業者に変更後の資料を配布する。
- 5 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- 6 提出後の書類の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- 7 提出書類は返却しない。
- 8 提出書類は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成すること がある。
- 9 提出書類の取扱い
  - ・ 提出した参加申込書及び企画提案書等を、市の承諾なく公表、使用してはな らない。
  - ・ 提出された参加申込書及び企画提案書等は、事業者の選定以外に提出者に無 断で使用しない。
- 10 提出期限までに参加申込書等を提出しない者及び本プロポーザルへの参加資格を 認定しない旨の通知を受けた者は、企画提案書等を提出できないものとする。
- 11 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。
- 12 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、川西市情報公開条例に基づき、書類を公開する場合がある。
- 13 参加者は、本実施要領、特記仕様書、川西市契約規則等を熟読し、その内容を十分承知したうえで参加すること。
- 14 天災その他やむを得ない事由が生じた場合、本市はプロポーザルの実施を延期又は取り止めることができる。この時に参加事業者に生じた損害については、各事業者の負担とする。